

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条 (本約款の変更)            当社は、本約款を予告なく変更することがあります。本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p>	<p>第1章 総則            (適用範囲)            第1条～第2条(略)</p> <p>当社は、本約款を予告なく変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(<a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a>)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本約款の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他本サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p>	
<p>第4条 (本約款の公表)            当社は、当社のホームページ(<a href="https://www.nttbiz.com/solution/vcs/member/">https://www.nttbiz.com/solution/vcs/member/</a>)その他当社が定める方法により、本約款を公表します。</p>	<p>第4条(本約款の公表)            当社は、<u>当社のWebサイト</u>(<a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a>)において、本約款を公表します。</p>	

**SMARTCC約款【新旧対照表】**

旧	新	備考																						
<p>5条(用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～11(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12.参加者</td> <td>契約者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14～19</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限ります。)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～11(略)	(略)	12.参加者	契約者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者	14～19	(略)	21. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限ります。)	<p>第5条(用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～11(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12. 利用者</td> <td>契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議を開催する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13. 参加者</td> <td>契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15～20</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる本約款第39条に定める事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～11(略)	(略)	12. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議を開催する者	13. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者	15～20	(略)	22. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる本約款第39条に定める事業者	
用語	用語の意味																							
1～11(略)	(略)																							
12.参加者	契約者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者																							
14～19	(略)																							
21. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限ります。)																							
用語	用語の意味																							
1～11(略)	(略)																							
12. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議を開催する者																							
13. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者																							
15～20	(略)																							
22. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる本約款第39条に定める事業者																							
<p>第2章 本サービスの提供範囲 第6条(略)</p>																								
<p>第7条(サービスの利用条件) 本サービスの利用にあたっては、契約者および参加者は自己の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については当社と保守契約を締結した場合を除いて一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第7条(サービスの利用条件) 本サービスの利用にあたっては、契約者および参加者は自己の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については当社と保守契約を締結した場合を除いて責任を負わないものとします。</p>																							
<p>第8条(サービスの利用方法) 本サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が別に定める方法・手順によるものとします。</p>	<p>第8条(サービスの利用方法) 本サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が指定する申込書に定める方法・手順によるものとします。</p>																							

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第3章 会員</p> <p>第9条～第12条(略)</p>	<p>第3章 契約</p> <p>第9条～第12条(略)</p>	
<p>第4章 契約</p> <p>第13条～第16条(略)</p>	<p>第4章 契約</p> <p>第13条～第16条(略)</p>	
<p>第17条 (最低利用期間)</p> <p>本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算開始日として別表に定める期間とします。</p> <p>3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約を解除、契約内容の変更のうち一部解除したもののについて、当社が定める期日までに最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。</p>	<p>第17条 (最低利用期間)</p> <p>本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算開始日として別紙1料金表に定める期間とします。</p> <p>3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約を解除、契約内容の変更のうち一部解除したもののについて、当社が定める期日までに最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。</p>	
<p>第18条 (利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した利用権(契約者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。)について、譲渡、賃貸、担保提供等一切の処分を行うことはできないものとします。</p>	<p>第18条 (利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した利用権(契約者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。)について、譲渡、賃貸、担保提供等の処分を行うことはできないものとします。</p>	
<p>第19条 (契約者の地位の承継)</p> <p>第1項～第3項(略)</p> <p>4 前各項の定めにより、契約者が、本約款に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた一切の権利及び義務(第39条(債権の譲渡)の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継するものとします。</p>	<p>第19条 (契約者の地位の承継)</p> <p>第1項～第3項(略)</p> <p>4 前各項の定めにより、契約者が、本約款に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた権利及び義務(第39条(債権の譲渡)の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継するものとします。</p>	
<p>第20条～第21条(略)</p>	<p>第20条～第21条(略)</p>	
<p>第22条 (契約者が行う本契約の解除)</p> <p>契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。</p>	<p>第22条 (契約者が行う本契約の解除)</p> <p>契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。<u>ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p>	
<p>第23条 (当社が行う本契約の解除)</p> <p>第1項～第3項(略)</p> <p>4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、<u>一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第23条 (当社が行う本契約の解除)</p> <p>第1項～第3項(略)</p> <p>4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
第5章 利用中止等	第5章 利用中止等	
第24条（利用中止） （略）	第24条（利用中止） （略）	
第25条（利用停止） 第1項～2項（略）	第25条（利用停止） 第1項～2項（略）	
3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、 <u>一切の責任を負わないものとします。</u>	3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、 <u>責任を負わないものとします。</u>	
第6章 通信	第6章 通信	
第26条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合がありますことに同意していただきます。 2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を <u>一切行わないものとします。</u>	第26条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合がありますことに同意していただきます。 2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を <u>行わないものとします。</u>	
第27条（利用の制限等） （略）	第27条（利用の制限等） （略）	
第7章 料金	第7章 料金	
第28条～第36条（略）	第28条～第36条（略）	
第37条（端数処理） 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。	第37条（端数処理） <u>単位時間毎の料金が定められている場合で、利用時間毎に料金の計算を行う場合において、単位時間に満たない端数がある場合、その端数は、単位時間に切り上げるものとします。また当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</u>	
第38条～第40条（略）	第38条～第40条（略）	
第8章 損害賠償	第8章 損害賠償	
第41条（責任の制限） 第1項～第3項（略） 4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社（契約事業者を含みます。以下第5項までにおいて同じとします。）は <u>いかなる責任も負わないものとします。</u>	第41条（責任の制限） 第1項～第3項（略） 4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社（契約事業者を含みます。以下第5項までにおいて同じとします。）は <u>責任を負わないものとします。</u>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第42条（免責）            当社は、前条の場合を除き、契約者および参加者に係る<u>一切の損害を賠償しないものとし、契約者および参加者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。</u>            2 契約者および参加者は本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、<u>当社にいかなる責任も負担させないものとします。</u>            3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および参加者に対し、サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず、<u>いかなる責任も負担しないものとします。</u>            4 当社は、契約者から本サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、<u>いかなる責任も負担しないものとします。</u>            5 当社は、契約者および参加者に対し、本アプリケーションに関して、次に掲げるいかなる責任も負わないものとします。            (1) 本アプリケーションが、他人の権利を侵害しないこと            (2) いかなる利用端末でも利用できること            (3) 契約者および参加者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと            (4) 本アプリケーションがインストールされた利用端末内の他のアプリケーションや契約者および参加者データに悪影響を及ぼさないこと            6 前項に規定するほか、当社は、本アプリケーションの利用にあたり契約者および参加者または第三者に対して当社の故意又は重大な過失による場合を除き、<u>いかなる責任も負わないものとします。</u></p>	<p>第42条（免責）            当社は、前条の場合を除き、契約者および参加者に係る損害を賠償しないものとし、契約者および参加者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。            2 契約者および参加者は本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、<u>当社に責任を負担させないものとします。</u>            3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および参加者に対し、サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず、<u>責任を負担しないものとします。</u>            4 当社は、契約者から本サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、<u>責任を負担しないものとします。</u>            5 当社は、契約者および参加者に対し、本アプリケーションに関して、次に掲げるいかなる責任も負わないものとします。            (1) 本アプリケーションが、他人の権利を侵害しないこと            (2) いかなる利用端末でも利用できること            (3) 契約者および参加者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと            (4) 本アプリケーションがインストールされた利用端末内の他のアプリケーションや契約者および参加者データに悪影響を及ぼさないこと            6 前項に規定するほか、当社は、本アプリケーションの利用にあたり契約者および参加者または第三者に対して当社の故意又は重大な過失による場合を除き、<u>責任を負わないものとします。</u>            7 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、<u>法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u></p>	
<p>第43条（契約者および参加者の自己責任）            契約者および参加者は本アプリケーションの利用にあたり、利用端末の設定等を変更する必要がある場合又は設定等が本アプリケーションにより自動で変更された場合、その設定等の変更の結果生じた費用等について自己の責任と負担によることとし、<u>当社はいかなる責任も負わないものとします。</u></p>	<p>第43条（契約者および参加者の自己責任）            契約者および参加者は本アプリケーションの利用にあたり、利用端末の設定等を変更する必要がある場合又は設定等が本アプリケーションにより自動で変更された場合、その設定等の変更の結果生じた費用等について自己の責任と負担によることとし、<u>当社は責任を負わないものとします。</u></p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第9章 雑則</p> <p>第44条（通知方法） 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。</p> <p>(1) 当社Webサイト上への掲載： 掲載された時</p> <p>(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信： 通知が発送もしくは発信された時</p> <p>(3) 当社が適切と判断する方法： 当該通知の中で当社が指定した時</p>	<p>第9章 雑則</p> <p>第44条（通知方法） 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。</p> <p>(1) 当社Webサイト上への掲載： 掲載された時</p> <p>(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信： 通知が発送もしくは発信された時</p> <p>(3) 当社が適切と判断する方法： 当該通知の中で当社が指定した時</p> <p><u>2 前項の届け出がないために、当社から契約者への通知等が不到達となった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。</u></p>	
第45条～第46条(略)	第45条～第46条(略)	
<p>第47条（利用に係る契約者の義務） 第1項～第2項(略)</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。なお当社は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第47条（利用に係る契約者の義務） 第1項～第2項(略)</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について、責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。<u>なお契約者は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じる損害があることを予め同意していただきます。</u></p>	
第48条～第50条(略)	第48条～第50条(略)	
<p>第51条（個人情報の取扱い） 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、<u>当社が別に定めるところにより</u>ます。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が<u>別に定める手数料の支払い</u>を要します。</p>	<p>第51条（個人情報の取扱い） 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、<u>プライバシーポリシー</u>（<a href="https://www.nttbiz.com/privacy_policy/">https://www.nttbiz.com/privacy_policy/</a>）の定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が<u>プライバシーポリシー</u>（<a href="https://www.nttbiz.com/privacy_policy/">https://www.nttbiz.com/privacy_policy/</a>）の定める手数料の支払いを要します。</p>	
第52条～第55条(略)	第52条～第55条(略)	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<p>第56条(特約) この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。</p>	
<p>附則 この約款は、平成30年6月22日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成30年9月28日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成31年4月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和1年10月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和1年10月25日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和2年2月22日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和2年3月2日より実施します。</p>	<p>附則 この約款は、平成30年6月22日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成30年9月28日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成31年4月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和1年10月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和1年10月25日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和2年2月22日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和2年3月2日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和2年4月1日より実施します。</p>	